

歴史的風致形成建造物保存対策事業費補助金（ソフト）補助対象経費

1 補助対象事業

（１）歴史的風致形成建造物の保存に資する研修等

例：歴史的建築技術の講習会、技術者の育成事業、研修会、シンポジウム

（２）歴史的風致に対する住民意識の向上を図るために開催するイベント等

例：歴史的建造物、町並みを背景行われるイベント、等

2 補助金額等

補助率：補助対象経費の３分の２以内（千円未満切捨て）

限度額：５０万円

※ 入場料、売上等の収益が発生する場合は、これを控除した額が補助対象経費になります。

3 補助対象経費

（１）研修会、シンポジウム、イベントに係る経費

例：看板作成代、ポスター・チラシ・プログラム・研修資料等の用紙代、印刷用インク代、印刷費、会場費、講師謝礼、講師のみの交通費、等

（２）研修等に必要となる備品の購入・設備の購入に係る経費

（真に必要な不可欠なものに限る。）

4 補助対象外経費

（１）本事業に直接関係のない経費

（２）交付決定前に発生した経費

（３）事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、補償金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料等）

（４）参加者が受益する、景品の購入や割引に係る経費

（５）実施主体の会食費、弁当代等の飲食費

（６）本事業における資金調達に必要なになった利子

（７）参加者の実施場所への旅費 等